

○共立蒲原総合病院組合会計年度任用職員の給与及び費用
弁償に関する条例

〔令和元年11月27日〕
〔条例第5号〕

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与（第4条—第17条）

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与（第18条—第27条）

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償（第28条・第29条）

第5章 雑則（第30条—第33条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）
第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定
めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると
ころによる。

(1) フルタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員をい
う。

(2) パートタイム会計年度任用職員 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を
いう。

（会計年度任用職員の給与の種類）

第3条 会計年度任用職員には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める
給与を支給する。

(1) フルタイム会計年度任用職員 給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、
時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当及び期末手当

(2) パートタイム会計年度任用職員 報酬及び期末手当

第2章 フルタイム会計年度任用職員の給与

（給料表）

第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表の種類及び適用範囲は、別表第1に定めるところによる。

(職務の級)

第5条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別表第2のとおりとする。

2 フルタイム会計年度任用職員の職務の級は、前項の等級別基準職務表に従い任命権者（法第6条第1項に規定する任命権者（同条第2項の規定による委任を受けた者を含む。））が決定する。

(号給)

第6条 新たに給料表の適用を受けるフルタイム会計年度任用職員となった者の号給は、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

(給料の支給)

第7条 フルタイム会計年度任用職員の給料の支給については、共立蒲原総合病院組合職員の給与に関する条例（昭和32年共立蒲原総合病院組合条例第3号。以下「給与条例」という。）第5条及び第6条の規定を準用する。この場合において、同条第4項中「勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定による週休日」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(地域手当)

第8条 フルタイム会計年度任用職員の地域手当の支給については、給与条例第9条の3の規定を準用する。この場合において、同条第2項中「医療職給料表(1)」とあるのは、「共立蒲原総合病院組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和 年共立蒲原総合病院組合条例第 号）別表第1医療職給料表(1)の欄」と読み替えるものとする。

(通勤手当)

第9条 フルタイム会計年度任用職員の通勤手当の支給については、給与条例第10条及び第10条の2の規定を準用する。

(特殊勤務手当)

第10条 フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の支給については、給与条例第11条の規定を準用する。

(時間外勤務手当)

第11条 フルタイム会計年度任用職員の時間外勤務手当の支給については、給与

条例第13条第1項及び第3項から第5項までの規定を準用する。この場合において、同条第1項中「正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員のうち、当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この条において「正規の勤務時間」という。）以外の時間に勤務することを命ぜられた者」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、管理者が規則で定める。

（休日勤務手当）

第12条 フルタイム会計年度任用職員の休日勤務手当の支給については、給与条例第14条の規定を準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間中に勤務すること」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間（以下この項において「正規の勤務時間」という。）中に勤務すること」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、管理者が規則で定める。

（夜間勤務手当）

第13条 フルタイム会計年度任用職員の夜間勤務手当の支給については、給与条例第15条の規定を準用する。この場合において、同条中「正規の勤務時間」とあるのは、「当該フルタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間」と読み替えるものとする。

（宿日直手当）

第14条 フルタイム会計年度任用職員の宿日直手当の支給については、給与条例第16条第1項の規定を準用する。

2 前項の規定において準用する給与条例第16条第1項の勤務は、第11条において準用する給与条例第13条第1項、第12条において準用する給与条例第14条及び前条において準用する給与条例第15条の勤務には含まれないものとする。

（期末手当）

第15条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 任期が6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の

末日を含む期間の任用に係るものに限る。)との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

(勤務1時間当たりの給与額)

第16条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を当該フルタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(給与の減額)

第17条 フルタイム会計年度任用職員が勤務しないときは、次に掲げる場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)による休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)である場合
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務したフルタイム会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)である場合
- (3) 休暇による場合
- (4) その他任命権者が定める場合

第3章 パートタイム会計年度任用職員の給与

(報酬額)

第18条 パートタイム会計年度任用職員の報酬の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準月額を162.75で除して得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- (2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準月額を21で除して得た額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.75で除して得た数を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)
- (3) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準月額に、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を38.75で除して得た数を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

2 前項各号の「基準月額」とは、パートタイム会計年度任用職員の1週間当たり

の通常の勤務時間がフルタイム会計年度任用職員の勤務時間と同一であるとした場合に、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術、職務経験等に照らして第4条から第6条までの規定を適用して得た額に、第8条に規定する地域手当の額を加算した額とする。

(特殊勤務に係る報酬)

第19条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第11条に規定する勤務に従事した場合には、同条の規定の例により算出した額に相当する額の報酬を支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第20条 パートタイム会計年度任用職員のうち、当該パートタイム会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた者に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えて勤務した次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。ただし、パートタイム会計年度任用職員が第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間以外の時間に勤務をした時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務にあつては、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の100(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の125)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 前2項の規定にかかわらず、週休日の振替により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(以下この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間(次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。)に対して、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の25から100分の50までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を報酬として支給する。ただし、パートタイム会計年度任用職員が割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務

のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りではない。

4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間の合計が1か月について60時間を超えたパートタイム会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、次の各号に掲げる時間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(1) 第2項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間（次条の規定により休日勤務に係る報酬が支給されることとなる時間を除く。） 100分の50

（休日勤務に係る報酬）

第21条 給与条例第14条に規定する祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。

（夜間勤務に係る報酬）

第22条 正規の勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられたパートタイム会計年度任用職員には、その間に務めた全時間に対して、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第26条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の150を乗じて得た額とする。

（宿日直勤務に係る報酬）

第23条 パートタイム会計年度任用職員が宿日直勤務を命ぜられた場合には、給与条例第16条の規定の例により算出した額に相当する額の報酬を支給する。

（期末手当）

第24条 給与条例第18条から第18条の3までの規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく短い者として規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第18条第4項中「それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職

員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6か月以内の会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

- 2 任期が6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の一会計年度内における会計年度任用職員としての任期の合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。
- 3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

（報酬の支給）

第25条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

- 2 日額又は時間額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。
- 3 月額により報酬が定められたパートタイム会計年度任用職員に対しては、職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。ただし、死亡により退職した場合は、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その報酬額は、その月の現日数から当該パートタイム会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（勤務1時間当たりの報酬額）

第26条 第20条から第22条までに規定する勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 時間額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第18条第1項第1号の規定により算出した額
- (2) 日額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第18条第1項第2号の

規定により算出した額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

- (3) 月額で報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 第18条第1項第3号の規定により算出した額に12を乗じて得た額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額

(報酬の減額)

第27条 月額又は日額により報酬を定められているパートタイム会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、第17条の規定に準じて、その勤務しない1時間につき、前条第1号又は第2号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

第4章 パートタイム会計年度任用職員の費用弁償

(通勤に係る費用弁償)

第28条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第10条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償として規則で定める額を支給する。

- 2 通勤に係る費用弁償の支給日、返納その他必要な事項については、給与条例第10条及び第10条の2の規定の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第29条 パートタイム会計年度任用職員が公務のための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

- 2 旅行に係る費用弁償の額は、共立蒲原総合病院組合職員の旅費に関する条例(昭和32年共立蒲原総合病院組合条例第5号)の規定の例による。この場合において、パートタイム会計年度任用職員に係る同条例別表第1の職務の級は、1級又は2級とする。

第5章 雑則

(会計年度任用職員の給与の特例)

第30条 任命権者は、職務の特殊性、任用の事情等を考慮して第3条から前条までの規定による給与により難しい場合においては、常勤職員との権衡を考慮して会計年度任用職員の給与を別に定めることができる。

(休職者の給与)

第31条 共立蒲原総合病院組合職員の分限に関する条例(昭和36年共立蒲原総合病院組合条例21号)第2条の規定により休職を命ぜられた会計年度任用職員には、

当該休職期間に係る給与は、支給しない。

(口座振替による支払)

第32条 会計年度任用職員の給与は、当該職員から申出があった場合は、当該給与の全部又は一部を口座振替の方法により支払うことができる。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間の特例)

2 この条例の施行日の前日に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号)による改正前の法第17条の規定により任命されていた非常勤職員及び改正前の法第22条第5項の規定により臨時的に任用されていた者であって、この条例の施行の日において会計年度任用職員として採用されたものの令和2年6月に支給する期末手当に係る在職期間については、当該非常勤職員又は臨時的に任用された者であった期間を通算するものとする。

別表第1 (第4条関係)

給料表の種類 号給	行政職給料表		医療職給料表(1)	医療職給料表(2)		医療職給料表(3)	
	1級	2級	1級	1級	2級	1級	2級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	144,100	194,000	247,900	149,000	186,900	163,000	190,500
2	145,200	195,800	250,400	150,400	188,500	164,400	192,600
3	146,400	197,600	252,900	151,800	190,100	165,900	194,700
4	147,500	199,400	255,400	153,200	191,700	167,300	196,700
5	148,600	200,900	257,600	154,400	193,200	168,800	198,800
6	149,700	202,700	261,400	156,200	194,700	170,300	201,100
7	150,800	204,500	265,200	157,900	196,300	171,800	203,400
8	151,900	206,300	269,000	159,600	197,800	173,300	205,700
9	153,000	207,900	272,600	161,300	199,400	174,600	208,100
10	154,400	209,700	276,600	163,000	201,100	176,300	209,500
11	155,700	211,500	280,600	164,700	202,700	177,900	210,900
12	157,000	213,300	284,600	166,500	204,400	179,400	212,100
13	158,300	214,700	288,400	168,000	205,800	180,900	213,500
14	159,800	216,500	292,400	169,900	207,400	182,900	214,900
15	161,300	218,200	296,300	171,900	209,000	184,900	216,400
16	162,900	220,000	300,200	173,800	210,600	186,900	217,600
17	164,200	221,700	303,900	175,700	212,000	189,100	219,000

18	165,700	223,400	307,500	177,600	213,600	191,200	220,500
19	167,200	225,000	311,000	179,400	215,300	193,300	222,000
20	168,700	226,600	314,600	181,300	217,000	195,400	223,500
21	170,100	228,000	318,200	183,200	218,300	197,500	224,700
22	172,800	229,700	321,900	184,700	219,800	199,700	226,400
23	175,400	231,300	325,400	186,200	221,200	201,900	228,100
24	178,000	232,900	328,900	187,700	222,700	204,100	229,800
25	180,700	234,000	332,400	189,300	224,100	206,100	231,100
26	182,400	235,500	335,200	190,600	225,500	207,400	232,800
27	184,000	236,900	337,800	192,100	226,800	208,600	234,500
28	185,700	238,200	340,400	193,500	228,100	209,900	236,200
29	187,200	239,500	343,200	195,000	229,400	211,100	237,800
30	188,900	240,700	345,300	196,200	230,800	212,200	239,200
31	190,700	241,700	347,500	197,500	232,300	213,500	240,500
32	192,400	242,900	349,900	198,800	233,700	214,700	241,600
33	194,000	244,200	352,100	200,200	234,800	216,000	242,800
34	195,400	245,300	354,500	201,600	236,100	217,300	243,900
35	196,900	246,500	356,700	202,900	237,100	218,600	244,800
36	198,400	247,800	359,200	204,300	238,400	219,900	245,900
37	199,700	248,700	361,400	205,400	239,800	221,100	246,800
38	201,000	250,100	363,800	206,700	241,100	222,500	247,900
39	202,200	251,500	366,200	208,000	242,200	223,800	248,800
40	203,500	252,900	368,400	209,300	243,500	225,200	249,900
41	204,800	254,300	370,700	210,400	244,800	226,100	250,400
42	206,100	255,700	372,100	211,600	245,900	227,500	251,300
43	207,400	257,100	373,600	212,800	247,100	228,900	252,200
44	208,700	258,400	375,000	214,000	248,200	230,300	253,100
45	209,800	259,600	376,200	215,200	249,300	231,500	253,900
46	211,100	260,900	377,600	216,300	250,700	232,900	254,900
47	212,400	262,300	379,100	217,300	252,200	234,200	255,800
48	213,700	263,600	380,600	218,400	253,500	235,500	256,800
49	214,800	264,700	381,700	219,400	255,100	236,500	257,800
50	215,900	265,800	382,700	220,400	256,500	237,600	258,900
51	216,900	267,100	383,700	221,300	257,900	238,600	260,100
52	218,000	268,400	384,500	222,300	259,200	239,700	261,300
53	219,100	269,400	385,400	222,700	260,300	240,600	262,400
54	220,100	270,500	386,300	223,600	261,700	241,700	263,900
55	221,000	271,800	387,000	224,300	263,100	242,700	265,300
56	222,000	273,100	387,900	225,200	264,400	243,700	266,700
57	222,400	274,000	388,600	225,900	265,200	244,400	268,200
58	223,300	275,000	389,500	226,800	266,500	245,400	269,800
59	224,100	275,900	390,300	227,500	267,800	246,100	271,300
60	224,900	277,000	391,100	228,300	269,100	247,100	272,800
61	225,600	278,100	391,600	229,200	270,000	248,000	274,200
62	226,600	279,100	392,100	230,000	271,200	249,000	275,700
63	227,400	280,000	392,500	230,900	272,500	249,800	277,200

64	228,300	281,000	393,000	231,900	273,800	250,800	278,500
65	229,000	281,500	393,300	232,500	274,600	251,700	279,900
66	229,800	282,400		233,300	275,700	252,600	281,400
67	230,700	283,100		234,100	276,600	253,700	282,900
68	231,700	284,000		234,900	277,700	254,600	284,400
69	232,400	285,000		235,600	278,700	255,400	285,500
70	233,100	285,800		236,300	279,700	256,500	287,000
71	233,700	286,600		237,000	280,800	257,600	288,500
72	234,500	287,400		237,600	281,900	258,700	289,900
73	235,300	288,200		238,300	282,500	260,100	290,900
74	236,000	288,700		239,100	283,200	261,400	292,300
75	236,700	289,100		239,900	283,700	262,700	293,500
76	237,300	289,600		240,600	284,500	263,900	294,800
77	238,000	289,800		241,000	285,300	264,900	296,200
78	238,800	290,100		241,600	285,900	266,000	297,500
79	239,600	290,300		242,200	286,500	267,300	298,700
80	240,300	290,700		242,800	287,100	268,500	300,000

別表第2（第5条関係）

(1) 行政職給料表等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的又は補助的な業務を行う職務
2級	高度の知識及び経験を要する業務を行う職務

(2) 医療職給料表(2)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、視能訓練士、管理栄養士又は臨床工学技士（以下「診療放射線技師等」という。）の職務
2級	薬剤師又は相当の経験を有する診療放射線技師等の職務

(3) 医療職給料表(3)等級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	准看護師の職務
2級	保健師、助産師、看護師又は相当の経験を有する准看護師の職務